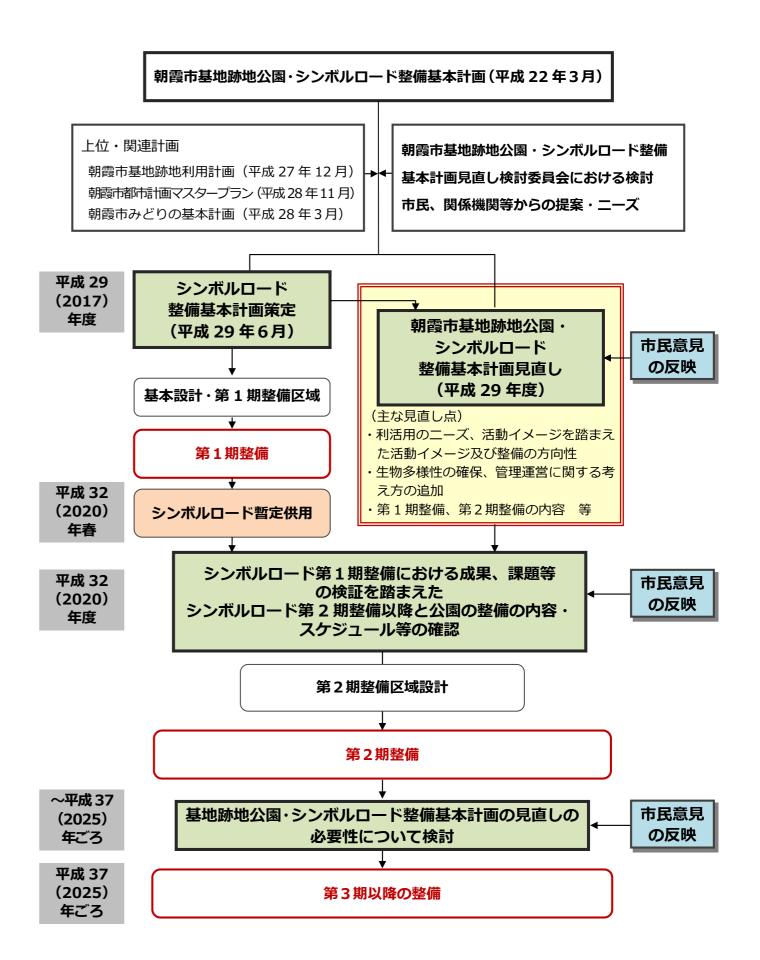
朝霞市基地跡地公園・シンボルロード 整備の考え方

1. 公園・シンボルロードの整備における今回の整備基本計画見直しの位置づけ

- ○今回の「基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画」(以下「本計画」という。)の見直しは、平成22(2010)年3月の計画策定後の上位計画等の変更、シンボルロード整備基本計画の策定、及びこれまでにいただいた市民・関係機関の提案・ニーズ、委員会での意見等を反映し、主に次の事項について示すものです。
 - ・公園・シンボルロードの利活用ニーズを踏まえた活動イメージ及び整備の方向性
 - ・公園・シンボルロードの整備事業の進め方
- ○本計画の見直し後は、平成 32 (2020) 年春に向け、シンボルロードの暫定供用に向けた第 1 期整備を最優先に進めます。
- 〇その上で、第2期整備着手前(平成32(2020)年以降)に、第1期整備における成果、課題等の検証を踏まえ、第2期整備以降の内容・スケジュール等の確認を行い、優先的に進める整備内容を検討します。
- ○シンボルロードの整備や活用から得られた知見、社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえて、シンボルロード 第2期整備の完了が見込まれている平成37(2025)年ごろに、基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画 の見直しの必要性について検討します。
- ○なお、本計画は次の理由によりシンボルロード整備基本計画(平成 29 (2017) 年 6 月策定)の内容を包含するものとして策定します。

【理由】

- ・平成32 (2020) 年春のシンボルロードの暫定供用に向け、早急に該当する区域の整備基本計画をまとめる 必要があり、先行して整備基本計画を策定したが、公園とシンボルロードは一体の空間であり、計画上も 一体のものとして方向性を示す必要があること
- ・シンボルロード整備基本計画は、公園の整備内容に応じて第2期以降の整備の優先順位については見直し を行うことを前提としていること



※平成32(2020)年度以降の取組は、予算措置が確約されたものではなく、現時点での想定です。

2. 計画地の概要

(1) 基地跡地の位置及び周辺状況

公園・シンボルロードを含む基地跡地(留保地約 19.1ha)は、市の南西部に位置し、東武東上線朝霞駅から約 700m の距離に位置しています。

基地跡地は、飛び地状の市街化調整区域に指定されており、北側は商業系用途地域、東・西・南側は住居 系用途地域に指定されています。





図 位置図

出典:朝霞市基地跡地利用計画(平成27年12月)

(2)基地跡地利用状況

基地跡地(留保地)の周囲には、市役所、税務署、公園、学校、保健所、図書館等の公共施設が立地しています。

下図の赤枠の区域は国有地ですが、平成 29 (2017) 年度現在、下図の敷地①の一部は、市が青葉台公園第 2駐車場として借用しています。また、敷地③の一部 (濃い青色の枠内) は、財務省関東財務局と市が管理 委託契約を締結し、暫定利用広場「朝霞の森」として利用しています。その他の敷地は、原則閉鎖されています。

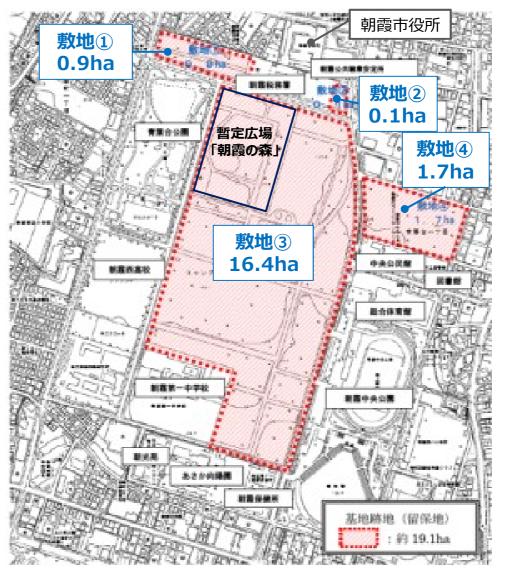


図 周辺の利用状況

出典:朝霞市基地跡地利用計画(平成27年12月) に加筆

本計画は、朝霞市基地跡地利用計画(平成 27 (2015) 年 12 月)に示された公園用地及びシンボルロード 用地を対象とします。

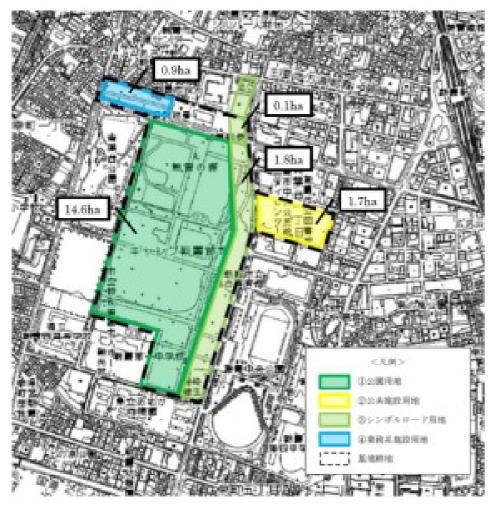


図 計画対象地

出典:朝霞市基地跡地利用計画(平成27年12月)

(3) これまでの検討経緯

市は、平成 20 (2008) 年 4 月に朝霞市基地跡地利用計画を策定し、これに基づき、平成 22 (2010) 年 3 月に朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画を策定しました。

その後、国家公務員宿舎の建設中止が決定したことから、関東財務局からの要請に基づき、平成 27 (2015) 年 12 月に朝霞市基地跡地利用計画を策定し、同月に国へ提出しました。

本計画の見直しは、朝霞市基地跡地利用計画を踏まえて行うものです。

表 基地跡地に関する主な検討経緯

	衣を地域地に関する土体快調推構
昭和 20(1945)年 9月	旧陸軍施設に米軍が進駐(キャンプドレイクの設営)
49(1974)年 8月	キャンプ朝霞の大部分の日本返還が決定
53(1978)年11月	キャンプ朝霞跡地利用基本構想策定
61 (1986) 年 2月	米軍通信施設返還により市内から米軍基地がなくなる
平成 13(2001)年 5月	朝霞市基地跡地利用計画策定
15 (2003) 年6~7月	国は、財政制度等審議会から答申を受け、基本的な方針を「原則留保、例外公用・公共用利用」から「原則利用、計画的有効活用」に転換
18 (2006) 年12月	朝霞市基地跡地利用基本計画(最終報告)が市に提出される
19 (2007) 年12月	朝霞市基地跡地整備計画書が市に提出される
20 (2008) 年 4月	朝霞市基地跡地利用計画策定(翌月に国へ提出)
21 (2009) 年 2月	朝霞基地跡地地区地区計画決定
22 (2010) 年 3月	朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画策定
23 (2011) 年12月	国家公務員宿舎建設中止決定
24(2012)年 2月	財務省関東財務局長から「基地跡地利用計画」のうち土地利用計画 の見直しと再提出を求められる
11月	暫定利用広場「朝霞の森」オープン
27(2015)年12月	朝霞市基地跡地利用計画策定(同月に国へ提出)
28 (2016) 年 7月	朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員 会を設置し、計画見直しに関する検討を開始
29(2017)年 6月	朝霞市シンボルロード整備基本計画策定

3. 整備基本計画見直しの考え方

(1) 上位計画により公園に求められる機能

公園を含む基地跡地(留保地約 19.1ha) は、市の南西部に位置し、東武東上線朝霞駅から約 700m の距離に位置しています。

平成 22 (2010) 年 3 月に策定した朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画 (以下「平成 22 年整備基本計画」という。) は、「あさかの森をつくる」という大きなコンセプトのもとに、「遊び・学び・癒される・憩いの森」「人と自然が共存する森」「市民が守り育てる森」の3つのコンセプトを掲げ、整備の考え方、方針を示しました。

平成 27 (2015) 年 12 月に策定した朝霞市基地跡地利用計画において、公園を含む基地跡地は、「既存の周辺公共施設の活用及びそれらとの連携とともに、緑の拠点としての機能や、市の文化、スポーツ、レクリエーション的利用など、多面的な活用が期待される本市のシンボルとなる拠点」と位置付けられています。その中で、みどりの拠点ゾーンの土地利用方針として、防災拠点機能を備えた総合公園としての活用、多様な動植物を育む樹林の保全、様々な利用が行われる空間としての活用等の方向性が示されています。

また、朝霞市都市計画マスタープラン及び朝霞市みどりの基本計画において、豊かな自然・環境の拠点、 レクリエーション、憩い、交流、防災機能を有するみどりの拠点として位置付けられており、周辺施設と連携した多面的な利用可能性の検討を行い地域の交流と活性化を図るという方向性が示されています。

平成 22 年整備基本計画に示された公園・シンボルロードのコンセプト、上位計画に示された方向性及び隣接する青葉台公園、朝霞中央公園の主な機能を踏まえ、公園に求められる機能を次のように整理します。

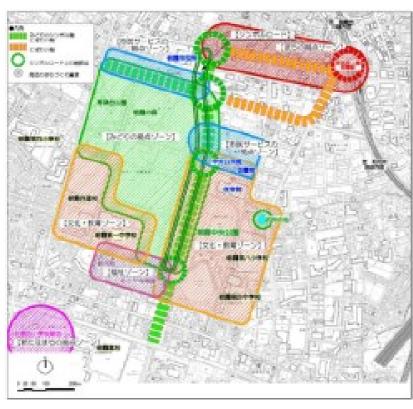


図 基地跡地及び周辺エリアのゾーニング

出典:朝霞市基地跡地利用計画(平成27年12月)

【平成22年整備基本計画における公園・シンボルロードのコンセプト】

あさかの森をつくる

遊び・学び・癒される・ 憩いの

人と自然が 共存する森 市民が守り育てる森



【上位計画に示された方針等】

	◆基本コンセプト		
朝霞市基地跡地利用計画	周辺の公共施設と連携し、緑に囲まれた"次の朝霞"のための"憩いと交流の拠点"		
	◆みどりの拠点ゾーンの土地利用方針		
	・ 防災拠点機能を備えた総合公園		
	・多様な動植物を育む樹林		
	・人と動物が共存する武蔵野の風景		
	・自然性と都市性が調和する緑に囲まれた空間		
	様々な利用が行われる空間		
	・歩道や広場などの施設や便益施設等の配置		
朝霞市都市計画	(全体構想) 豊かな自然・環境の拠点となる <u>まとまった緑地を保全</u> する拠点		
	(地域別構想) 防災拠点やみどりの拠点など周辺施設と連携した多面的な利用可		
マスタープラン	能性の検討を行い <u>地域の交流と活性化</u> を図る		
	・既存の樹木・樹林等の豊かな自然環境を受け継ぎながらレクリエーション、憩		
朝霞市みどりの	<u>い、交流の拠点</u> として一体的な活用		
基本計画	・防災機能を有するみどりの拠点		
	・周辺施設と連携した多面的な利用可能性の検討を行い <u>地域の交流と活性化</u> を図る		

公園・シンボルロードに求められる機能

- ○多様な動植物を育む自然環境の保全
- ○人と自然が共存する遊び・学び・憩いの場
- ○地域の交流、活性化の拠点
- ○防災拠点機能

青葉台公園の主な機能

○スポーツ・運動

団体:ソフトボール、少年野球 テニス、ゲートボール

個人: ウォーキング

○遊び

芝生広場、遊具、水遊び

朝霞中央公園の主な機能

○スポーツ・運動

団体:陸上競技、サッカー、野球 個人:ジョギング、ウォーキング

○遊び

遊具(幼児遊具、ブランコ等)

4

(2)見直しの考え方

上位計画により公園に求められる機能及び平成22年整備基本計画策定後の諸条件の変化を踏まえ、以下の考え方に沿って見直しを進めます。

- ①朝霞市基地跡地利用計画見直しによって新たに加わった区域(旧公務員宿舎用地)の位置づけ 市民中心で管理運営を行ってきた基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」の利用形態を継承することを前提 とします。
- ②青葉台公園と連携した総合公園としての機能の検討

平成 22 年整備基本計画において、公園西側の主要な入口の一つに位置づけられ、活動拠点施設を設ける ことが計画されている場所には、青葉台公園と連携した活用が図れる機能及び整備を検討します。

③周辺公共施設と連携した利用機能の検討(公民館・総合体育館・図書館、朝霞保健所・向陽 園に近接する区域)

シンボルロード整備基本計画に基づき、中央広場、南口広場を設けることで、各施設と連携した活用を図ります。

周辺の公共施設を訪れる人に、緑に囲まれて憩える空間を提供できる場をつくることを検討します。

④シンボルロード整備基本計画の反映

シンボルロード整備基本計画の対象範囲である、公園通りから西側 30m のシンボルロード区域と、そこから公園区域内の東園路までを合わせた、幅約 60m の範囲については、シンボルロード整備基本計画の内容を公園整備基本計画に反映します。

⑤平成 28 (2016) 年度に把握した市民、関係機関からの公園・シンボルロードの整備・利活用に対する意見、提案の反映

市民が公園に求める活動の方向性を反映し、緑の保全と、市民による公園の利用の共存の観点から、ゾーニングの見直しを行います。

平成 22 年整備基本計画における整備の考え方に含まれない提案・意見については、見直し検討委員会や 市民との意見交換会においていただいた意見を踏まえ、見直し計画への位置づけの是非を検討します。

⑥十壌汚染区域の分布を考慮した整備の進め方の検討

基地跡地の土壌汚染対策は、国、埼玉県と協議中であるため、土壌汚染区域周辺の整備に早期に着手することは困難です。そのため、土壌汚染区域の少ない場所の整備を優先的に検討することを念頭において、整備の優先順位を検討します。

土壌汚染区域は、整備内容により樹木の伐採及び土壌の被覆または入れ換え等の対策を行う必要性があるため、汚染対策実施後の用途を市民協働で検討します。

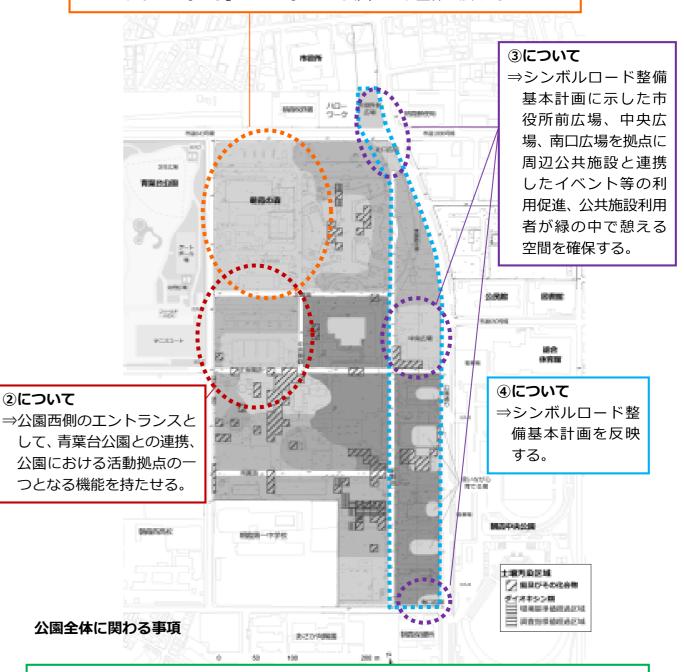
(3)見直しの考え方の展開

「(2) 見直しの考え方」に示した内容

①について

⇒朝霞の森の利用形態は継承する。

平成 22 年整備基本計画のコンセプト、整備の考え方を踏襲しつつ、朝霞の森における市民中心の管理運営の実績を活かして、「使いながらつくる、つくりながら考える」という考え方を公園づくり全体に広げていく。



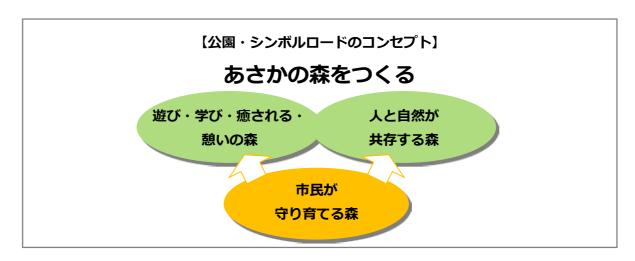
⑤について

- ⇒市民、関係機関等からの提案・ニーズに基づく活動の方向性を踏まえ、「利用を重視する空間」「保全を重視する空間」の観点から、整備の方向性を見直す。
- ⇒公園の生物の多様性の保全に関する方針を示す。

⑥について ⇒ (整備事業の進め方の中で対応方針を示す)

4. 公園・シンボルロードのコンセプト

平成 22 年整備基本計画に掲げたコンセプト及び整備の考え方、方針を基本としつつ、その後に寄せられた市民、関係機関等からの提案・ニーズ等を踏まえ、公園整備を通じて「遊び・学び・癒される・憩いの森」、「人と自然が共存する森」をめざします。また、その実現に向けて、市民が公園を守り育てる仕組みをつくっていきます。



整備の考え方

- ・朝霞市民の財産となるオープンスペース
- ・新たなにぎわい、交流の拠点、彩夏祭 などのイベントの場所
- ・将来を担う子どもたちの活動の場
- ・基地の歴史の保存と継承
- ・既存の緑の保存
- ・地域の歴史を物語る樹木の保全
- ・朝霞市の緑の拠点
- ・生物の多様性の保全
- ・周辺施設と連携した機能の配置
- ・市民の憩いの場・健康増進の場
- ・周辺の公共施設と連携した防災の拠点
- ・既存通路の利用・既存の緑の活用
- ・時間をかけた整備・市民が使いながら 成長する公園
- ・市民参加による公園の管理・運営

整備の方針

「現状の自然環境を活かし、必要な手入れを継続的に行うことにより、自然環境や生物の多様性を保全します。」

「憩い・遊び・学ぶことのできる公園にします。」

「自然の中で人々が憩い・遊び・学ぶための多様なゾーンをつくり、それぞれの特性に応じた活動を行う場をつくります。」

「市民と行政が手を取り合い協働で管理運営 を行います。」

「市民が使いながら時間をかけて手づくりで 成長させていく公園とします。」

「朝霞市の中心的な場所に立地する緑の拠点 として、基地の歴史と自然を伝えながら市民 に愛される魅力あふれる公園を目指しま す。」

5. 公園の現況と整備に向けた留意事項

(1)空間の構成要素(現状)

土地の被覆状況及び植生から、公園内の空間は、「裸地・舗装面」「草地」「密度が比較的低い樹林地」「竹林」 「密度が比較的高い樹林地」に分けられます。

開けた空間である裸地・舗装面は、公園を訪れる人の交流の場となる広場として活用することが考えられるなど、利用ポテンシャルの高い空間といえます。

また、密度が比較的高い樹林地は、生物の生息・生育環境として保全するなど、保全を重視した活用が考えられます。

これらの中間に当たる草地、密度が比較的低い樹林地、竹林は、利用と保全のバランスを取りながら活用することが考えられます。

さらに、公園内には、基地時代に整備された道路が残されており、当面の間、動線として活用することが考えられます。

なお、公園内には、土壌汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」(特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域)に指定された、鉛及びその化合物による汚染区域が存在しています。また、環境省が定める「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」に示されたダイオキシン類の基準値、調査指標値を超過する汚染区域も存在しています。これらの区域については、整備、開放を行う前に適切な対策を行うことが求められます。



図 空間の構成要素(現状)

(2)公園への主なアクセス動線

歩行者のアクセスについては、東武東上線朝霞駅から主要地方道朝霞・蕨線(駅前通り)または市道 1000 号線を経由し、公園北東部に到達するルート、及び周辺の最寄バス停からのアクセスが想定されます。

自動車のアクセスについては、国道 254 号、県道 109 号から上ノ原通線(公園通り)を経由し、公園南側に 到達するルート、緑ヶ丘通線(城山通り)、観音通線から本町通線(市道 1000 号線、643 号線)等を経由し公 園北側からアクセスするルートが想定されます。

これらのアクセス動線と、広場としての活用が考えられる空間との結節点となる場所が、公園へのゲートの 役割を果たすと考えられます。

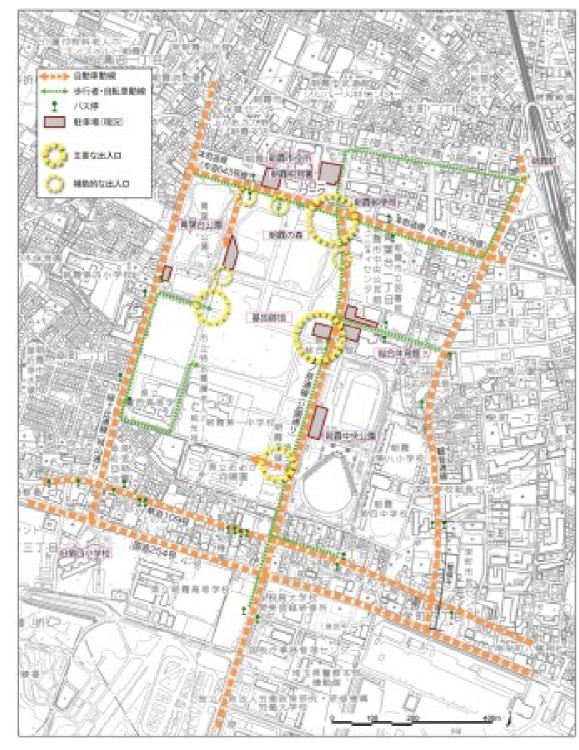


図 主なアクセス動線

(3) 自然的環境

①現況

ア. 植物相

公園区域の北部と南西部に比較的密度の低い落葉広葉樹林が分布し、区域の中央部と公園通りに沿った 南東部分に比較的密度の高い落葉広葉樹林が分布しています。

樹種は、過去に植栽されたと推測されるヤマザクラ、ハリエンジュ、スズカケノキ、周辺地域の雑木林の構成樹種であるムクノキ、エノキ、ミズキ、先駆性樹種であるアカメガシワが多く見られます。また、過去の主要動線等に沿って、スズカケノキ、ヤマザクラ、イチョウの大径木が見られます。なお、樹林地の一部において、埼玉県レッドデータブックにおいて準絶滅危惧(NT)に指定されているサイハイランが群生しています。また、マツバラン(環境省レッドリスト準絶滅危惧(NT)、埼玉県レッドデータブック絶滅危惧 IA(CR))が数箇所で確認されていますが、埼玉県レッドデータブックによると、計画地が含まれる荒川西台地においては、自然分布ではない可能性があるとされています。

イ、鳥類・昆虫類

平成 22 (2008) 年、平成 28~29 (2016~2017) 年に実施した生物調査から、樹林性の鳥類 (エナ、ウソ等)、草地のような開けた空間と樹林地の組み合わせを好む鳥類 (モズ、ジョウビタキ、アトリ等) が確認されています。

昆虫類の生息環境の観点からは、「朝霞の森」として利用されているエリアの一部やリトルペンタゴン付近にみられる草刈を実施しないエリアで多くの昆虫類が確認されています。一方、正面園路南側のホオジロの繁殖が確認されているエリアの草地は、クズの繁茂が進み、確認された昆虫類の種数が少なく、単調になっています。また、樹林地については、大木の生長により林床に光が届きにくい場所が多く、植生が貧弱になっており、あまり多くの昆虫類が確認されていません。

②課題

平成 22 (2008) 年、平成 28~29 (2016~2017) 年に実施した生物調査の結果を踏まえ、自然的環境の保全について、以下の課題が挙げられます。

- ・基地跡地の樹林地は、基地時代の人工的な植栽に、鳥類散布、風散布等によって分布を広げる樹木が加 わって形成されたものであり、周辺地域の植生とは異なる環境となっていることから、将来的にめざす 樹林地のあり方については慎重に検討を進める必要があります。
- ・確認されている希少種については、公園の整備を行う際に保全を検討する必要があります。
- ・現在の状態を生息環境として活用している生物種も確認されていることから、その生息環境の維持についても留意が必要です。

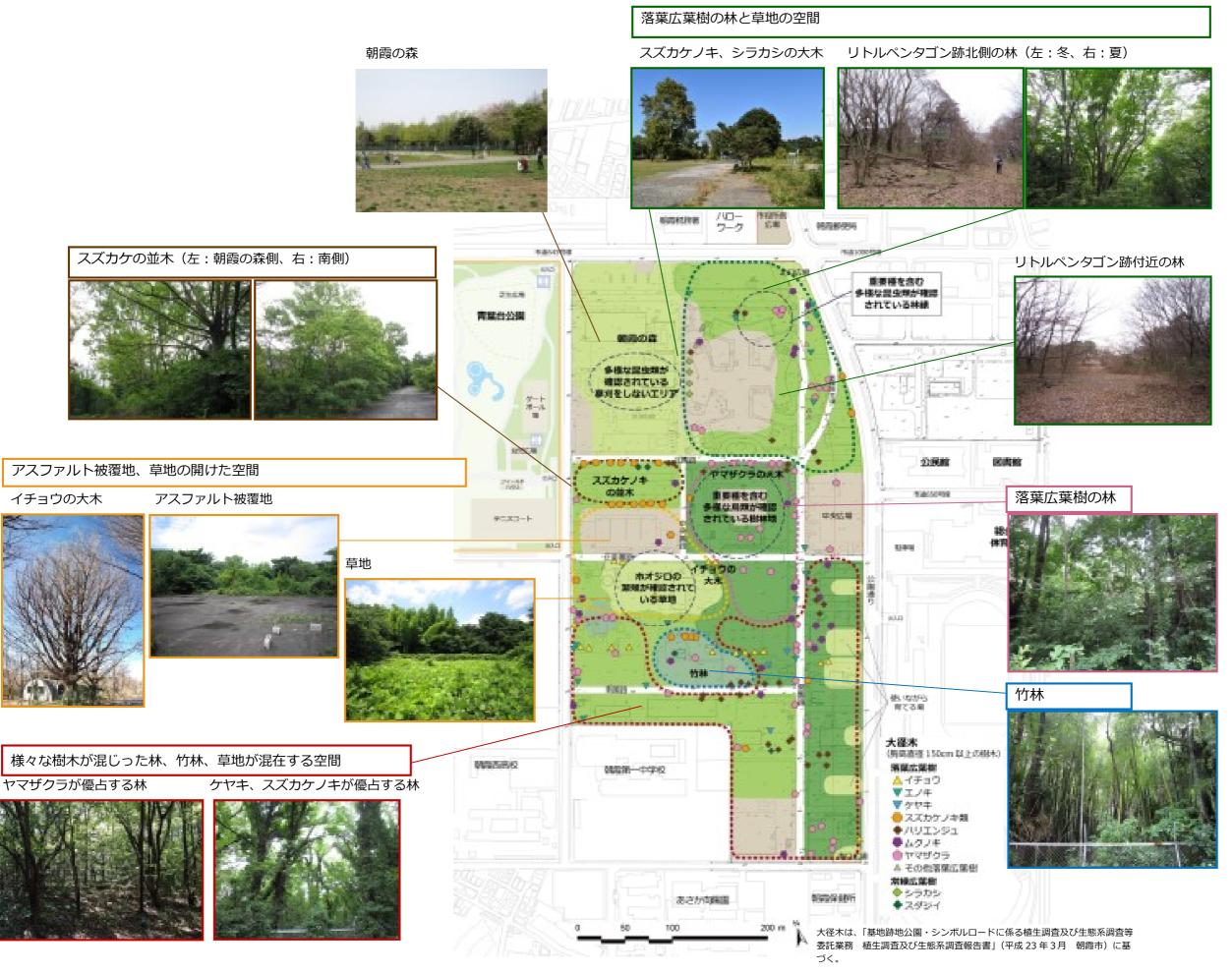


図 自然的環境の分布

③生物の多様性の保全に向けた留意事項

ア. 基本的考え方

朝霞市みどりの基本計画に示したみどりの将来像図において、公園を含む一帯は水と緑の拠点の一つに位置づけられており、既存の樹木・樹林等の豊かな自然環境を受け継いでいくことが求められています。また、国等では、生物多様性条約第 10 回締約国会議(平成 24 年)で採択された「愛知目標」を受け、生物多様性の保全に向けた取組が進められています。

公園内の自然的環境の現況と課題を踏まえつつ、みどりの将来像の実現及び「愛知目標の達成に向けたわが国の国別目標」の達成に寄与していくことを念頭に、以下の考え方を基本として生物の多様性を保全します。

- ○公園の生物多様性の確保に向け、地域に本来、生息・生育する動植物の生息拠点となる環境の形成をめざして、樹林地、草地の保全・再生を進め、市民が生物多様性について学ぶ場として公園の自然を活かしていきます。
- ○具体的にめざす樹林地等のあり方については、これまでの生物調査で得られた情報が限られた調査日における限定的な結果であることを考慮し、市民と協力して公園及び周辺に生息・生育する生物の情報の蓄積を続け、市民と話し合いながら目標とする樹林地の方向性を具体化します。
- ○継続的な手入れが必要な樹林地については、市民参加による樹林管理を検討します。
- ○新たに植栽する植物は、在来種を中心としますが、花壇の植栽等、利用を重視する場所における外来種 の取扱については、都度、市民と話し合いながら整理します。

イ. エコロジカル・ネットワークの形成イメージ

整備の方向性を明らかにするに当たり、生物の多様性の保全の観点から、次の点に留意して公園内の空間の保全と活用を図ります。

- ・公園中央部の鳥類の繁殖や重要種等が確認されている樹林地及び草地のうち、土壌汚染の影響の少ない 範囲を、動植物の生息・生育環境の核として保全すること。
- ・核となる樹林地・草地の南側に広がる樹林地は、バッファー空間として保全と活用を共存させながら、 適正に活用、管理していくこと。
- ・核となる樹林地・草地と、公園内の重要地点、周囲の公園等の間に、連続した緑または飛び石状の緑を 配置し、ネットワークを形成していくこと。

【参考】愛知目標の達成に向けたわが国の国別目標への寄与

公園において生物の多様性保全に向けた取組を進めることで、「愛知目標の達成に向けたわが国の国別目標」の次の項目に貢献できると考えられます。

A-1-1: 生物多様性の広報・教育・普及啓発等の充実・強化

B-1-2:2020 年までに生息地の劣化・分断の減少のための取組の実施

D-2-2: 生態系の保全と回復対策の推進による気候変動の緩和と適応対策の推進



図 エコロジカル・ネットワークの形成イメージ

(4) 基地跡地の遺物・遺構

①現況と課題

公園は、旧日本軍の被服廠や米軍基地として使用された歴史を有して おり、米軍基地時代に建てられた小屋、兵舎、ガソリンスタンド跡など、 様々な遺物が残されています。

また、「朝霞の森」の東側には、通称「リトルペンタゴン」と呼ばれる特徴的な形状をした建物跡地があります。

さらに、図示した遺物のほかに、「止まれ(STOP)」「立入禁止(OFF LIMITS)」等の標識、通り名を表示していたと推測される矢羽型サイン、消火栓が各所に点在しています。

しかし、いずれの遺物も、老朽化が進行しています。

②遺物・遺構の保全・活用に向けた留意事項

市民の中には、基地を忘れたい、負の遺産であるという考え方がある 一方で、この土地が有してきた貴重な歴史や記憶を後世に伝えていくこ とは、公園の大切な役割の一つでもあり、地域の歴史を学ぶ素材として 遺物・遺構の存在を活かしていくことが考えられます。

ただし、老朽化が進んでいること踏まえ、次の点に留意して、保全ま たは活用を図ります。

- ・老朽化した遺物・遺構は、当面、フェンスで囲うなどして安全を確保 します。
- ・具体的のな保全・活用方法は、遺物・遺構が立地する場所の整備を進める段階で、安全面や保存価値について専門家を交えて検討します。
- ・特徴的な形状のリトルペンタゴン跡地については、遺構の範囲を示す 造形物(埋め込みタイル、モニュメント等)を設けるなど、その存在 を継承する方法を検討します。



6. 活動ニーズの展開

(1) 公園の整備・活用に対する市民・関係機関からの提案

平成 22 年整備基本計画策定後、市では今回の見直しにより公園用地に組み込まれた旧公務員宿舎予定地に基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」をオープンし、市民中心の管理・運営により利活用を進めてきました。また、この間、朝霞市基地跡地利用計画書を見直すなど、公園を取り巻く状況は変化しています。そのため、シンボルロード整備基本計画の策定及び平成 2 2 年整備基本計画の見直しにあたり、次の機会を通じて、改めて公園・シンボルロードの整備・利活用に対する市民、関係機関等からの提案・ニーズの把握を行いました。

<市民・関係機関等の提案・ニーズの把握>

- ○あさかの公園で楽しみ隊活動報告書(平成23年3月)
- ○関係機関等ヒアリング(平成28年8月~平成29年2月)
- ○市民企画講座「みんなで考えよう!楽しいシンボルロードづくり」(平成28年10月)
- ○市民意見交換会(平成28年10月)
- ○朝霞の森秋まつりで実施したアンケート(平成28年11月)
- ○小中高校生アンケート(平成29年1~2月)
- ○平成28年度朝霞市政モニター 第2回アンケート調査(平成29年2~3月)
- ○市民意見交換会(平成29年7月)

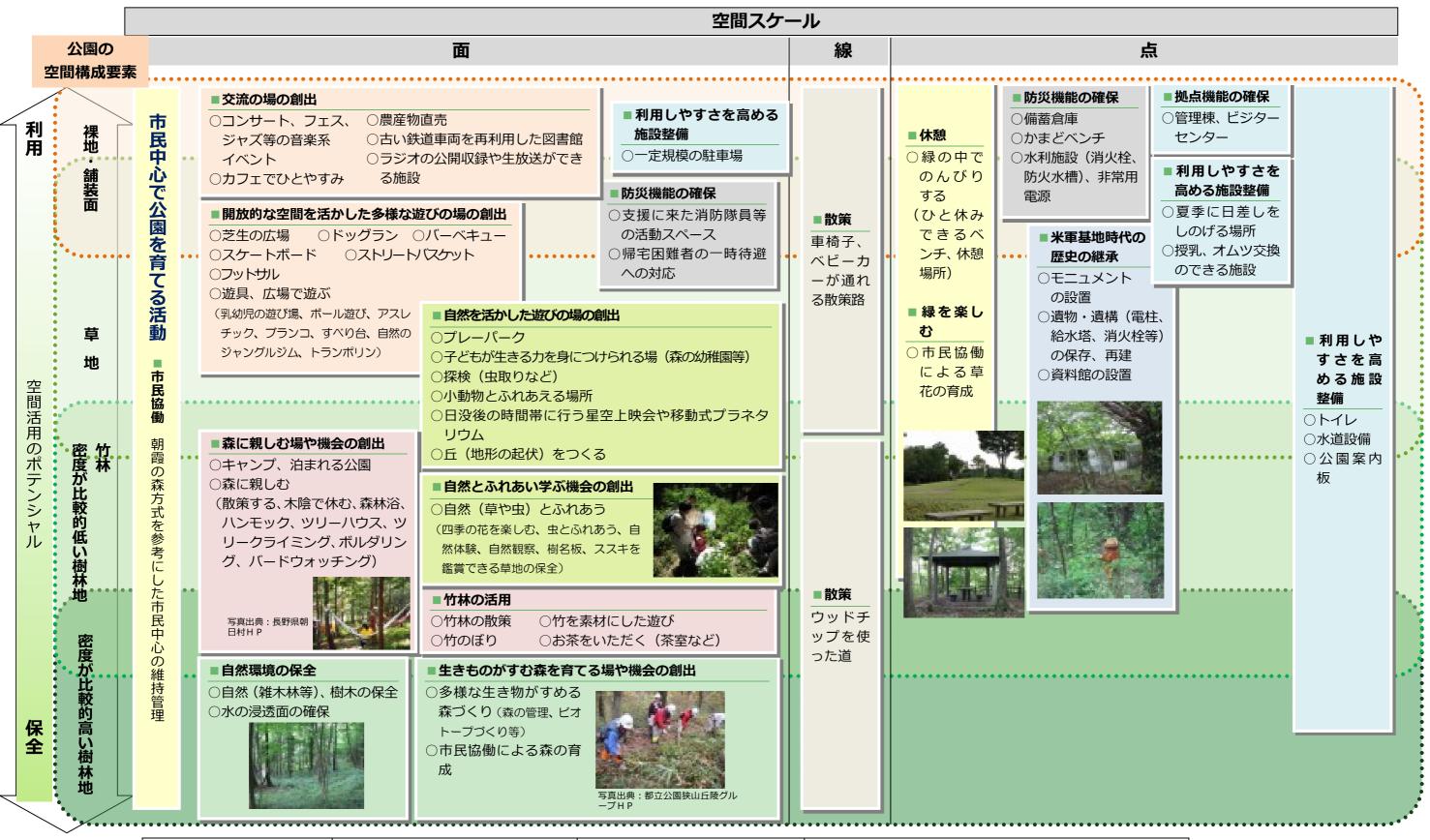
いただいた提案・ニーズは、活動に関する提案・ニーズ、施設整備に関する提案・ニーズに大別され、さら にそれぞれ下図に示す方向性に分類されました。

これらの提案・ニーズを展開できる可能性のある空間構成要素との関係を次ページに整理しました。



図 市民、関係機関等からの提案・ニーズの方向性

◆市民、関係機関等からの提案・ニーズと展開可能性のある空間構成要素との対応



※公園区域内での展開が	
困難と考えられる	
提案・ニーズと理由	

水場・水辺の創出	プール	基地跡地公園に求められる機能に即さないため
	じゃぶじゃぶ池	青葉台公園に同様の機能があるため
にぎわい創出	野外音楽堂	仮設設備で対応できるため
利用しやすさを高める施設整備	無電柱化	公園区域外のため
スポーツ系のニーズ	テニス、サッカー、野球等	朝霞中央公園、青葉台公園に同様の機能があるため

(2)活動ニーズの展開

前項で整理した、市民、関係機関等からの提案・ニーズと展開可能性 のある空間構成要素との対応をもとに、以下の考え方を基本として、提 案・ニーズの展開可能性のある場所を整理しました。

【活動二ーズ展開の考え方】

- ○既存の空間構成要素(裸地・舗装面、草地、竹林、樹林地等)をできる限り活かし、空間の特性の応じた活動を展開します。
- ○散策、休憩は、公園全体を使って楽しめるようにします。特に、周 辺の公共施設やまちとつながる動線と重なる場所で、散策、休憩利 用を展開します。
- ○公園と周辺の市街地、施設を結ぶ結節点となる空間において、にぎ わい、交流の創出につながる活動を展開します。
- ○朝霞の森の利用形態は、継承、拡大していきます。
- ○多様な生物の生息環境となっている公園中央部の樹林地を中心に 自然環境を保全し、森を育む活動を展開し、その周辺のバッファー となる樹林地において利用と保全が共存できる活動を展開します。
- ○開けた空間(裸地、舗装面)を活用して、災害時に想定される利用 を展開します。



7. 動線の考え方

公園の現況と整備に向けた留意事項、活動ニーズの展開を踏まえ、公園内の動線の考え方を次のように整理 します。

- ○「6.活動ニーズの展開」において整理した、各活動エリアをつなぐ動線を形成していきます。
- ○基地時代に整備された道路のうち主要な道路(東園路、北園路、正面園路等)については、当 面の間、動線として活用します。また、日常時の管理車両通行、災害時発生時に支援に来た他 行政機関の緊急車両の通行・駐車ペースとしての活用が想定されることから、将来的にも園路 として整備、活用していきます。
- ○公園の西側部分に南北方向の動線がないことから、草原や並木の間を抜けて活動エリアを行き 来できる空間をつくる、密度が比較的低い樹林地内に散策路を設けるなどして、南北方向の動 線を確保します。
- ○生物の生息・生育環境の核となる樹林地は、人の立ち入りを抑制するため、主要な動線を設け ないこととします。

◆ ■ 公園内の既存道路を活かす動線

主なアクセス動線

■■■自動車動線

••••• 歩行者·自転車車動線

主要な出入口・補助的な出入口



図 動線イメージ

8. 整備の方向性

公園の現況と整備に向けた留意事項、活動ニーズの展開、動線の考え方を踏まえ、次ページの図に示す区域ごとに、「整備の方向性」として示します。

整備の方向性は、将来的にめざす公園各区域の姿、その実現に向けた留意事項を示すものです。

公園施設整備については、土地の権原、土壌汚染対策について国との協議が整った段階で進めていくこととなります。

そのため、当面の間は、既存の道路を活用しながら、市民が利用できる区域を広げていく形で開放を進めます。その上で、国との協議が整った段階で、新たな動線となる園路の整備、休憩施設、便益施設、管理施設等の整備、民間活力による施設整備・収益事業等の導入を進めます。

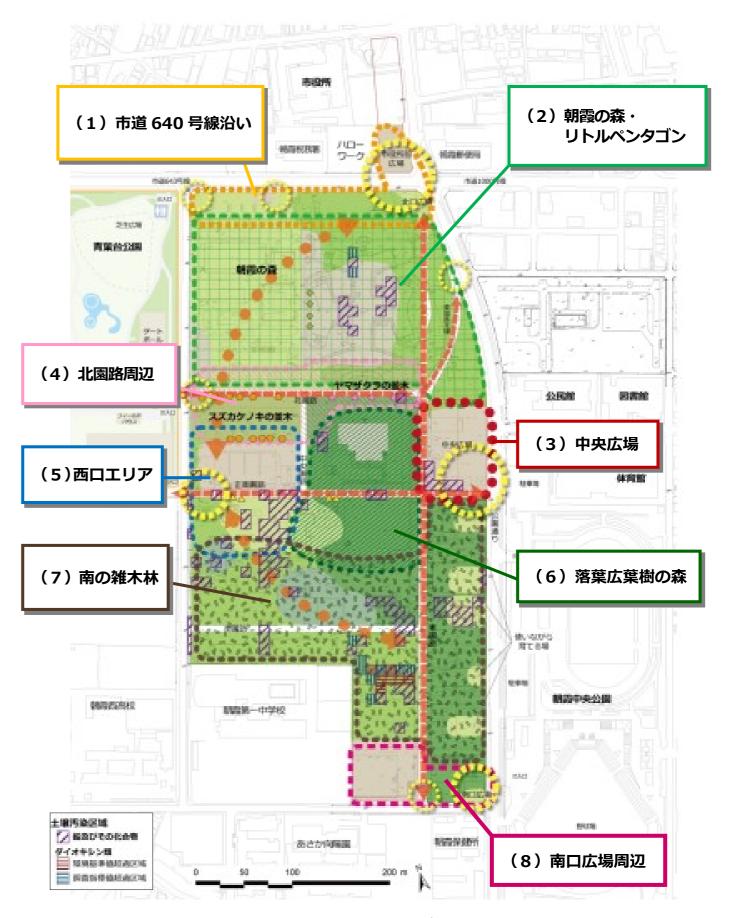


図 整備の方向性を示す区域

(1) 市道 643 号線沿い

①展開する活動イメージ

○緑のある風景を楽しみながら散策、休憩する

②特性

- ・朝霞駅に最も近い場所にあり、駅方面から公園・シンボルロードを訪れる人を出迎える空間となり、 シンボルロード整備基本計画において、市道 643 号線と公園通りとの交差点部に市役所前広場、北口 広場を設けることとなっています。
- ・市道 643 号線は、青葉台公園、朝霞西高校などへのアクセス路となっており、人通りが比較的多い場所です。また、北側に、多くの人が訪れる公共施設(市役所、朝霞税務署、ハローワーク)が立地しており、計画対象区域の中では集客性を見込める場所の一つとなっています。

3課題

- ・市道 643 号線の公園側の歩道は、通行量に対し、必ずしもゆとりの感じられる幅員になっていません。
- ・「朝霞の森」と郵便局前の交差点の間の樹林地は、やや鬱蒼とした状態になっており、公園の魅力を伝 えられる緑とは言いがたい状況です。



④整備の方向性

- ・公園・シンボルロードへのゲートにふさわしい、緑とにぎわいが感じられる空間をめざして、周辺の 公共施設に立ち寄ったついでに、花や緑を楽しみながら、散策、休憩できる場をつくります。
- ・朝霞駅方面から公園・シンボルロードを訪れる人を出迎えるゲートとなる場所に広場を設け、小規模なイベントに対応でき、日常的には休憩に使える空間とします。
- ・「朝霞の森」と郵便局前の交差点の間の樹林地は、木々の向こうに「朝霞の森」の存在を望める明るい 木立としていきます。
- ・周辺に公共施設が多く、市街地に近い立地を活かして、市場性を調査した上で、公園利用者の利便性 の向上、休憩機能の確保に資するカフェ、コンビニ等の施設を民間活力により導入することを検討し ます。

【想定する施設】

歩道と一体となった散策路

広場(市役所前広場、北口広場)及びベンチ等の休憩施設

コンビニ・カフェ等の収益施設(トイレ併設)

駐輪場(既存施設を活用)



18

(2)朝霞の森・リトルペンタゴン

①展開する活動イメージ

- ○草原や木立の中でのびのび遊び学ぶ
 - ■自然を活かした遊びの場の創出
 - ・プレーパーク
- ・子どもが生きる力を身につけられる場(森の幼稚園等)
- ・探検(虫取りなど)
- ・日没後の時間帯に行う星空上映会や移動式プラネタリウム
- ・丘(地形の起伏)をつくる
- ・小動物とふれあえる場所
- ■自然とふれあい学ぶ機会の創出
- ・自然(草や虫)とふれあう(四季の花を楽しむ、虫とふれあう、自然体験、自然観察、樹名板、ススキを鑑賞できる草地の保全)
- ■開放的な空間を活かした多様な遊びの場の創出・芝生の広場
- ・ドッグラン

- ・バーベキュー
- ・スケートボード、ストリートバスケット、フットサル
- ・遊具、広場で遊ぶ(乳幼児の遊び場、ボール遊び、アスレチック、ブランコ、すべり台、自然のジャングルジム、トランポリン)

②特性

- ・西側の区域は、開けた草地の中央にアメリカスズカケノキの高木が生育しています。暫定利用広場「朝 霞の森」として開放され、市民中心の管理運営が行われており、日常的な遊びの場であることに加え、 自然観察、イベント、プレーパークなど多様な活動が行われています。
- ・区域内には一部にボール遊びができるエリア、バーベキュー利用ができるエリアが設定されています。
- ・草刈を実施しないエリアで多くの昆虫類が確認されています。
- ・東側の区域は、米軍時代に存在していた施設の形状から通称「リトルペンタゴン」と呼ばれています。 建物跡はコンクリートで覆われていますが、その上に形成された薄い表土に草本類が生え、昆虫類の 生息場所となっています。



3課題

- ・「朝霞の森」のエリアは、レクリエーションに関する多様なニーズがある一方で、樹木や草地などの自然とふれあう活動ニーズも見られ、かつ昆虫類の生息環境の一つとなっていることから、利用を中心としつつ、草地などの自然環境の保全への配慮も求められます。
- ・「朝霞の森」は、土地を管理する国から市が無償管理委託契約を結んで利用しているため、管理運営活動の拠点となっている仮設のトレーラーハウスのほか、恒常的な施設は設置されておらず、休憩施設やトイレがないことが課題となっています。
- ・基地時代を象徴する場所の一つであるリトルペンタゴン跡は、重要種を含む昆虫類の生息環境となっており、留意が必要です。また、建物跡の一部に土壌汚染区域が存在しており、汚染土壌を覆う等の対策が必要です。

④整備の方向性

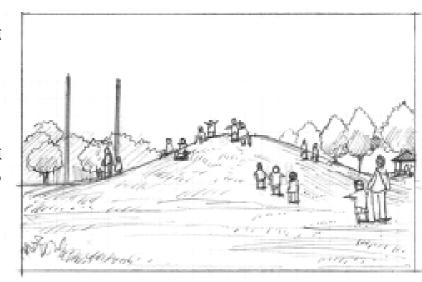
- ・「朝霞の森」の草地とその周囲の樹林地を活かしながら、遊び、学び、交流につながる多種多様な活動 の場を、市民と使いながらつくる場としていきます。そのために、市民中心の管理運営活動の拠点と なる施設を設けることを検討します。
- ・利用を重視しつつ、草地や林縁などの自然的環境を保全していくため、施設整備は最小限にとどめ、 現在行われている「ボール遊びができるエリア」の設定のように、空間の使い方を工夫することで多 様なレクリエーション活動ができる場を創出していきます。
- ・リトルペンタゴンの跡地については、遺構の範囲を示す造形物(形状に沿ってタイルを埋め込む等) を設ける、土壌汚染対策を要する区域に築山を設けるなど、象徴性を持たせる仕掛けを導入します。 また、北口広場からリトルペンタゴン跡への動線を確保します。
- ・朝霞の森のエリアについては、開けた空間を活かして、災害時には帰宅困難者の受け入れ等に活用します。

【想定する施設】

市民中心の管理運営活動の拠点施設 (70~90 ㎡程度・トイレ含む) 築山

ベンチ・四阿等の休憩施設

駐車場・駐輪場(既存移設を活用) 災害時に利用できる非常用電源 (太陽光発電)、非常用トイレ等の 設備



(3) 中央広場

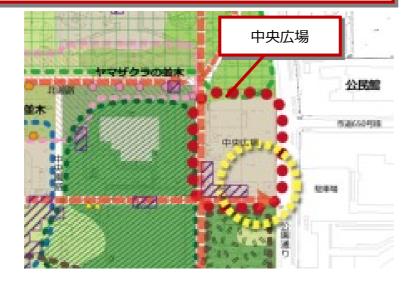
①展開する活動イメージ

○にぎわいと交流を生み出す

- ■交流の場の創出
- ・コンサート、フェス、ジャズ等の音楽系 イベント
- ・カフェでひとやすみ
- 農産物直売 等

②特性

・中央公民館、総合体育館に面しており、これらの施設では各種のイベントやスポーツ大会が開催されています。また、図書館も近くに立地しています。



- ・南側の部分は、現在、臨時駐車場として利用しています。
- ・北側の部分は、コンクリート等の舗装の隙間などから生えた中木が繁茂しています。

③課題

- ・シンボルロードの中央部に位置し、周辺施設と連携した活用が望めるポテンシャルを活かしていくことが必要です。
- ・東園路及び正面園路に面する南西の一画に土壌汚染区域があります。

④整備の方向性

- ・周辺の公共施設と連携を図りながら、シンボルロード全体のにぎわい創出の拠点となる広場とし、周辺施設と連携してイベント等を行う場としていくとともに、周辺施設を訪れる人々が緑の中で憩える場を提供します。
- ・現在の臨時駐車場とその北側のアスファルト舗装上に樹木が生えつつある空間を合わせて約 5,000 ㎡ の空間を確保し、その中に小規模なイベントから比較的規模の大きなイベントにまで幅広く活用できる広場を設けます。
- ・市民が日常的に集えるにぎわい創出の拠点としていくため、中央公民館と総合体育館の間の市道 650 号線から中央広場を望んだ際のアイストップとなるような場所(公園用地側)に、日常はベンチ、イベント時はステージとして利用ができるデッキテラスを設置します。また、仮設コンテナの利活用または市場性を調査した上で民間が運営するカフェやレストラン等の店舗誘致を積極的に行います。あわせて、これらの導入に対応できる電源、給排水設備を設けます。
- ・広場の北側には、緑陰の下や原っぱで読書を楽しめる緑の空間を設けるともに、花木、紅葉する樹木 を植栽し、四季を感じられる景観をつくります。
- ・土壌汚染区域は、土壌汚染処理が完了するまでの間、フェンスで囲み、立入を制限します。
- ・平成 29 (2017) 年度に実施した希少植物の追跡調査において確認されたマツバラン、サイハイランについては、移植等の必要な保全対策を行います。

【想定する施設】

デッキテラス

民間が運営するカフェ等の施設または仮設コンテナ(30~60 m²程度・将来的にトイレを含む)

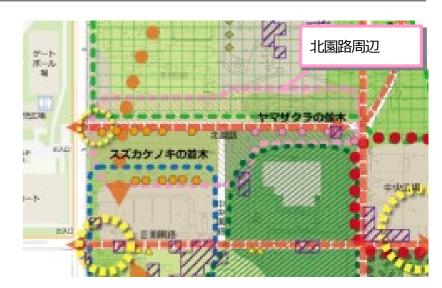
(4) 北園路周辺

①展開する活動イメージ

- ○並木の下でのんびりと散策、休憩する
- ○市民協働で草花を育て、四季を楽し ***

②特性

- ・北園路の南側には、園路に沿って、 スズカケノキ、ヤマザクラの大木が 生育しています。
- ・スズカケノキの並木は、約50mの間隔で2列植えられており、その間の空間は中低木、草が繁茂しています。



・北園路については、土壌汚染区域が1箇所ありますが、シンボルロード整備基本計画において、できる限り早期の整備を目指すこととしており、地域の東西を結ぶ通路として歩いて楽しめる環境を形成していくことが求められます。

3課題

- ・北園路に沿ってシンボルツリーとなり得るスズカケノキ、ヤマザクラの大木があるものの、周囲の中 低木などに埋もれています。
- ・東園路沿いに、基地時代の小屋が残存していますが、老朽化が進んでいます。

④整備の方向性

- ・北園路に沿って残るスズカケの並木、ヤマザクラの並木の下で散策、休憩を楽しめる場とします。
- ・スズカケの並木の間の開けた空間は、中低木を整理して、花木や実のなる木、草花を植栽し、木陰で 読書やピクニックを楽しんだり、市民が花を育てたりできる、緑豊かな憩いの広場を形成します。
- ・基地時代の小屋は、当面フェンスで 囲うなどして残し、保存・活用につ いては整備段階で専門家を交えて 検討します。

【想定する施設】

ベンチ

四阿等の休憩施設

小屋を解説する案内板



(5) 西口エリア

①展開する活動イメージ

- ○周囲に残る森や基地時代の遺物を活か して、自然と歴史を学ぶ
- ■拠点機能の確保
- 管理棟、ビジターセンター



②特性

- ・地域の東西を結ぶ動線上に位置しており、 西側からアクセスする人を出迎えるゲートとなる空間となります。
- ・正面園路をはさんんで南北に、開けた空間が広がっています。
- ・正面園路北側は、アスファルト舗装された広場状の空間となっており、彩夏祭時に花火の打ち 上げ場所の一つとして利用されています。
- ・正面園路南側は、主に草地となっています。ホオジロの繁殖が確認される一方で、クズが繁茂し昆虫 類の多様性は低下しています。また、西側の一画に、が残存していますが、老朽化が進んでいます。
- ・正面園路沿いに、存在感のあるイチョウの大木が生育しています。

③課題

- ・兵舎、ガソリンスタンド跡とされる特徴的な上屋とタンクが残存していますが、老朽化が著しく進ん でいます。
- ・正面園路南側の草地は、鳥類の繁殖がみられるなど、公園全体の生物多様性を考える上で、動植物の 重要な生息・生育環境の一つであるものの、中央部に土壌汚染区域がまとまって分布しており、対策 が必要です。

④整備の方向性

- ・草地の環境、基地時代の遺物・遺構を活かしながら、自然と歴史を学び、守る活動の起点となる空間 を形成します。
- ・正面園路北側の開けた空間については、展示施設、管理棟機能、災害時の拠点機能を併せ持ったビジターセンターを設けることを検討します。また、青葉台公園・朝霞中央公園を結ぶ経路の中継地点となる立地から、災害時の利用を想定し、非常用電源、水利施設等の設備を導入します。
- ・現存する兵舎やガソリンスタンド跡は、案内板を設置し、歴史を学ぶ素材として活かしていきます。 ただし、遺物そのものの保存または活用については、整備段階で専門家を交えて検討します。
- ・正面園路南側の草地については、動植物の生息・生育環境の核となる樹林につながるエコトーンとして、土壌汚染対策を行った上で、できる限り草地を復元します。
- ・正面園路沿いに見られるイチョウの大木などをシンボルツリーとして活かし、地域の東西をつなぐ動線にふさわしい景観を形成していきます。

【想定する施設】

ビジターセンター (500 ㎡程度・自然や歴史の学習拠点、管理棟の機能と、備蓄倉庫及び災害時に会議室等として利用できる機能を整備)

ガソリンスタンド跡、兵舎跡の歴史を解説する案内板

消防水利施設、災害時に利用できる非常用電源(太陽光発電)、非常用トイレ等の設備 駐車場・駐輪場

21

(6) 落葉広葉樹の森

①展開する活動イメージ

- ○自然環境を保全し、生き物のすむ森 を育む
 - ■自然環境の保全
- ・自然 (雑木林等)、樹木の保全
- ■生きものがすむ森を育てる場や機 会の創出
- ・多様な生き物がすめる森づくり(森の管理、ビオトープの形成等)

②現状

・比較的密度の高い樹林地に覆われて おり、多様な鳥類、希少植物が確認 されています。



落葉広葉樹の森

- ・正面園路北側の樹林地は、中央部の建物跡地に開けた空間が残っていますが、ヤマザクラ、ハリエン ジュ、エノキ、ムクノキ等の落葉広葉樹に覆われ、重要種を含む多様な鳥類が確認されています。
- ・正面園路南側の樹林地も北側同様に、ヤマザクラ、ハリエンジュ、エノキ、ムクノキ等の落葉広葉樹 に覆われています。

③課題

- ・多様な生物が生息・生育環境を保全していくことが必要ですが、人工的な植栽地から変化の途上にある樹林地であるため、将来的にめざす樹林地の姿を明らかにした上で、必要に応じて一定の管理の手を入れていくことが求められます。
- ・イチョウの大木の下に、かまぼこ型の兵舎が残存しており、特徴的な景観をつくっていますが、兵舎 は老朽化が進んでいます。

④整備の方向性

- ・生物に関するデータの蓄積を進め、将来的にめざす方向性について市民参加で議論を行っていくこと を前提に、動植物の生息・生育環境の核として樹林地、草地を保全します。
- ・将来的に、管理活動、自然観察以外に積極的には活用しない空間とし、散策路を設ける場合は、自然 に形成された通路にチップ舗装を行うなど、できる限り環境に配慮した形態とします。
- ・現存するかまぼこ型の兵舎は、案内板を設置し、歴史を学ぶ素材として活かしていきます。ただし、 遺物そのものの保存または活用については、整備段階で専門家を交えて検討します。

【想定する施設】

チップを敷いた散策路

(7)南の雑木林

①展開する活動イメージ

- ○市民や地域(学校等)と連携して森の資源を活かし楽しむ
- ■森に親しむ場や機会の創出
- ・市民協働による森の育成
- キャンプ、泊まれる公園
- ・森に親しむ(散策する、木陰で休む、森林浴、ハンモック、ツリーハウス、ツリークライミング、 ボルダリング、バードウォッチング)
- ■竹林の活用
- ・竹林の散策、竹を素材にした遊び、竹のぼり
- お茶をいただく(茶室など)

②現状

- ・密度が比較的低い雑木林になっており、
- 一部に竹林、草地が存在しています。
- ・樹林地については、主にヤマザクラが優先する林、ケヤキ・スズカケノキが優先する林となっていますが、トウネズミモチ、シュロなど鳥類による種子散布で増えたと推測される樹種が多く見られます。

3課題

- ・比較的密度が低く、森や竹林を使ったレクリエーションの場としての活用ポテンシャルのある樹林地ですが、雑多な樹種で構成された中低木によって景観が悪化しています。
- ・樹林地内に土壌汚染区域が点在しており、対策が必要です。



④整備の方向性

- ・草地、林縁、雑木林、竹林の多様な環境を保全・再生・活用しながら、市民や地域(学校等)と協働で、雑木林の管理活動、森や竹林の資源を活かしたツリークライミングなどのレクリエーション、花見や月見など、地域の自然、歴史、文化を体験、継承する場として活用します。
- ・土壌汚染区域については対策を行った上で、汚染対策の手法に応じた用途を市民協働で検討します。

【導入する施設イメージ】

林内を散策できる園路

トイレ

林内の活動資材を保管する仮設倉庫



(8) 南口広場周辺

①展開する活動イメージ

○南から訪れる人を公園に出迎える

②現状

- ・川越街道方面から公園を訪れる人を出 迎える空間となります。
- ・東園路と公園通りの間の部分は、比較 的密度が高い樹林地となっています。
- ・朝霞第一中学校東側の用地については、 東京都水道局による立坑工事が行わ れており、平成32(2020)年度以降 に完了する予定です。



3課題

- ・隣接する朝霞中央公園をスポーツ大会などで訪れる人の利用なども想定した場をつくっていくことが 求められます。
- ・川越街道等からの自動車によるアクセスへの対応が必要です。

④整備の方向性

- ・シンボルロードの南口広場を中心に、健全な高木などシンボルツリーとなり得る既存樹木や地形の起伏をできる限り保全しながら、来訪者がのんびりと憩える広場(300~400 ㎡)を設け、公園・シンボルロード南側のエントランスとなる空間を形成します。
- ・南口広場については、ストリートライブ、パフォーマンス、移動販売等の小規模なイベントに対応し、 彩夏祭時にはよさこいチームの待機、スタート地点等に活用できる場とします。
- ・東京都水道局による工事が行われている空間は、工事終了後、駐車場・駐輪場として使用できるよう 整備します。また、将来的にトイレの設置を検討します。

【想定する施設】

ベンチ等の休憩施設(南口広場)

駐車場・駐輪場

トイレ

23